

令和8年度

学校危機管理マニュアル



呉市立白岳中学校

目 次

I	学校の安全のための取組	1
II	救急処置計画	2
III	緊急時の対応	3
IV	不審者への対応	4
V	食中毒の対応	7
VI	水害の対応	8
VII	火災への対応	9
VIII	地震発生時の対応	10
IX	津波への対応	11
X	毒物・劇物の管理	12

I 学校安全のための取組

1 施設, 設備に関するもの

- (1) 玄関・正門などに, 「来校の際は, 職員室にお申し込みください。」の張り紙
- (2) フェンス・窓ガラス・施錠等の破損状況を常に確認してください。

2 人的な対応に関するもの

- (1) 来訪者への対応
 - ア 来訪者に対しては, 必ず声をかける。
 - イ 来客用名札の着用をお願いする。
- (2) 校内巡視
 - ア 常に不審者に気をつける。
 - イ 校内連絡体制を確立する。
- (3) 校内の安全管理体制(職員体制)
 - ア 緊急時の対応研修
 - イ 生徒の通学路, 通学方法及び緊急避難場所の確認
- (4) 生徒への対応
 - ア 緊急時における対応マニュアルの確認
 - イ 出席状況, 遅刻, 早退等を把握する。
 - ウ 「子どもの家110番」の所在地, 緊急の場合の駆け込みについて指導する。

3 連絡, 連携

- (1) 教育委員会との連絡方法の確認
- (2) 白岳小学校・広地区各中学校との情報交換・連携
- (3) P T A
 - ア 災害時のマニュアル配付
 - イ 通信等で理解を深める。
 - ウ 「tetoru」での配信
 - エ 生徒の安全について, 家庭での話し合いの充実を働きかける。
- (4) 警察
 - ア 防犯教室等, 安全教育の実施
 - イ パトロールの要請
- (5) 地域
 - ア 「子どもの家110番」の所在地を確認し, 協力を依頼する。
 - イ 声かけの以来をする。
 - ウ その他諸団体との連携

II 救急処置計画

1 事故発生時の対応

(1) 初期の対応

- ア 救急処置をする。事故者を一人にしないようにし、励まし続ける。
- イ 速やかに関係者に連絡する。
- ウ 周りにいる生徒へ指示・指導をする。
- エ 発生時の状況を把握する。(原因, 経過, 状況)

(2) 移送, 下校

- ア 医療機関へは, 救急車, タクシー, 公用車と認める車を使用する。
(救急車には, 事故の状況をよく把握している者が同乗する。)
- イ 家庭に返すときは, 原則として保護者へ迎えにきてもらう。

(3) 保護者との連携

- ア 原則として担任が行うこととし, 必要に応じて養護教諭が行う。
- イ 保護者に, 病院へ保険証と治療費を持って行ってもらう。

(4) 関係機関との連携

- ア 医療機関・・・原則として養護教諭が行う。(緊急の場合以外は, 保護者に連絡後, 医療機関へ)
- イ 教育委員会・・・校長・教頭が行う。
- ウ 日本スポーツ振興センターへの手続き・・・養護教諭が行う。

(5) 事後処置

原因を確かめて, 必要に応じて校内指導を行う。

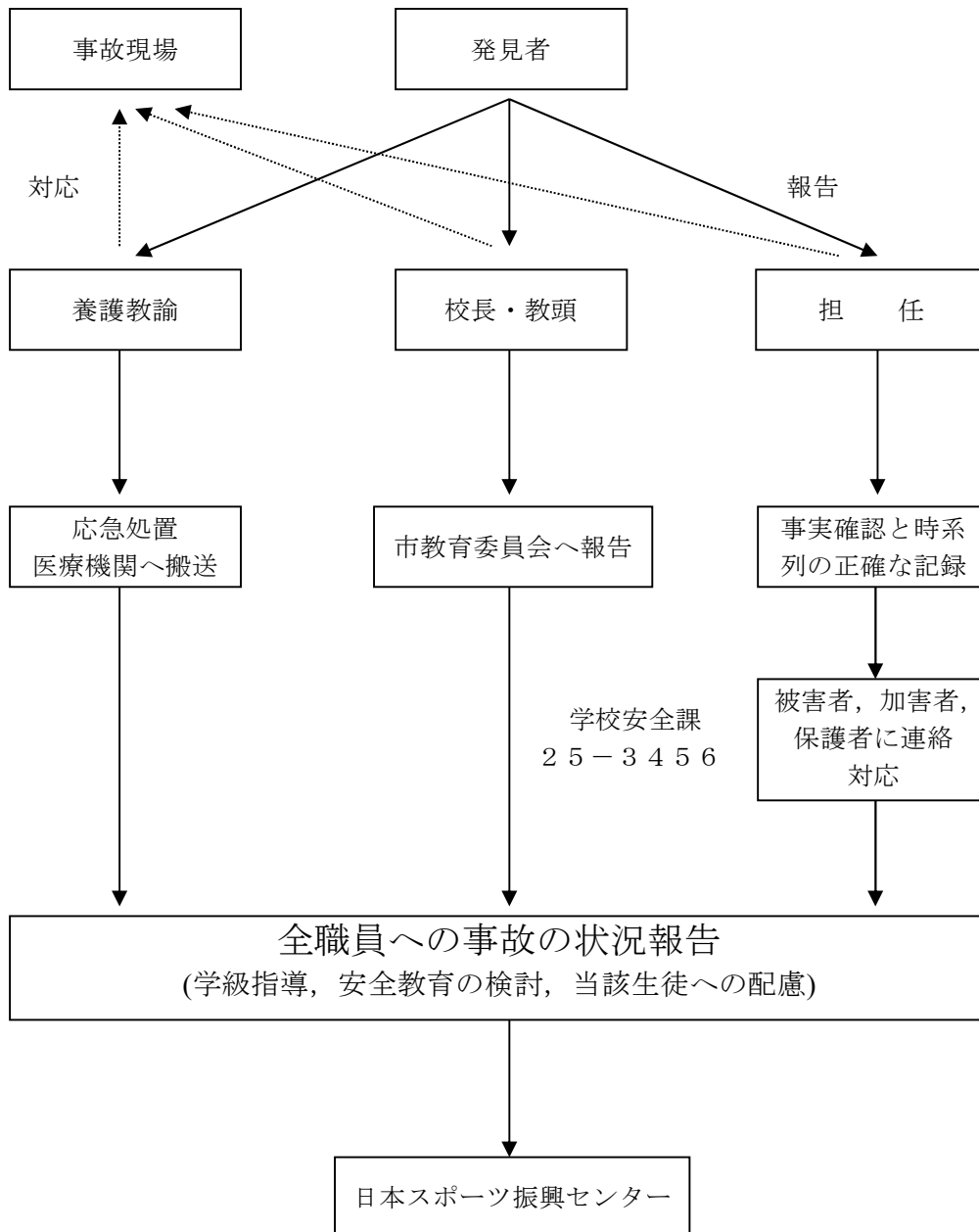
救急車要請

- ・意識不明
- ・広範囲の熱傷
- ・呼吸停止
- ・痙攣の持続するもの
- ・ショック状態
- ・外傷による著しい出血

【救急車要請時の電話のかけ方】

- 1 119番(局番なし)
 - 2 「救急車をお願いします。」
 - 3 学校名(白岳中学校)
 - 4 住所(呉市広駅前2丁目11-1)
 - 5 校内の〇〇です。
 - 6 負傷者の人数, 年齢, 性別
 - 7 症状
- * 救急車の到着までの観察事項, 処理事項を記録しておき, 救急隊員に引き継ぐ。
 - * 学校の入り口付近でサイレンを止め, 誘導する。
誘導のため, 職員を要所に配置する。

Ⅲ 緊急時の対応



IV 不審者への対応

○不審者への対応（事前の対応）

A 校門 防犯カメラで確認

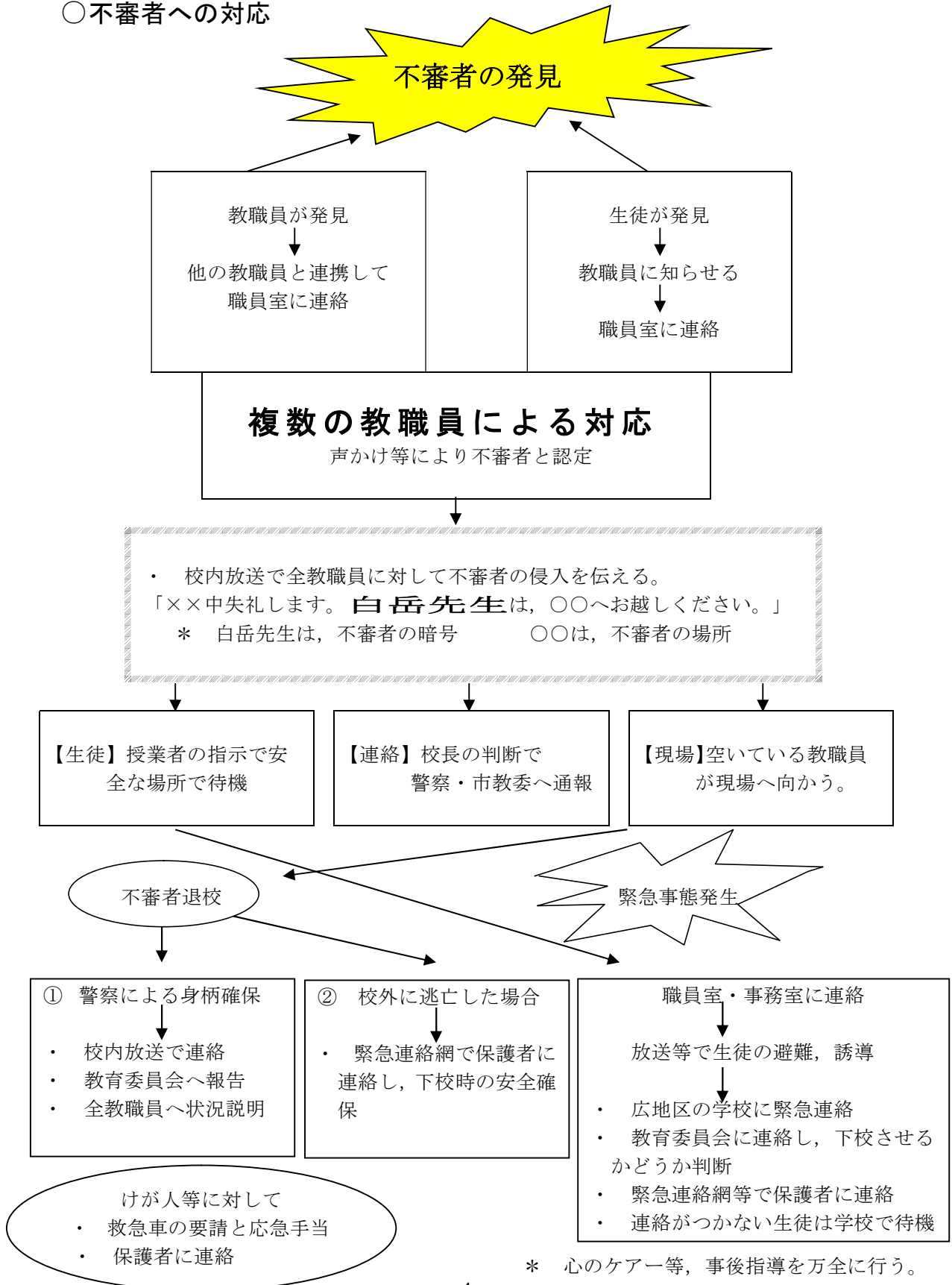
B 校門から校舎入り口

来訪者・保護者の通行場所・受付場所の指定

C 校舎への入口

来訪者・保護者の名札の着用部外者への躊躇ない声掛け・確認

○不審者への対応



○関係機関への連絡体裁

1 110番への通報

* 警察からの依頼・・・不審者を逮捕するため、すぐ110番通報してほしい。

110番通報の仕方

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 110番（局番なし）2 白岳中学校の〇〇です。3 不審者の件で、一報入れます。 <p>* これ以後は、警察の質問に答えてください。</p> |
|---|

2 関係機関への連絡

(1) 教育委員会，近隣の学校，警察

(2) 必要に応じて，呉子ども110番の家，自治会等の関係機関

連絡内容

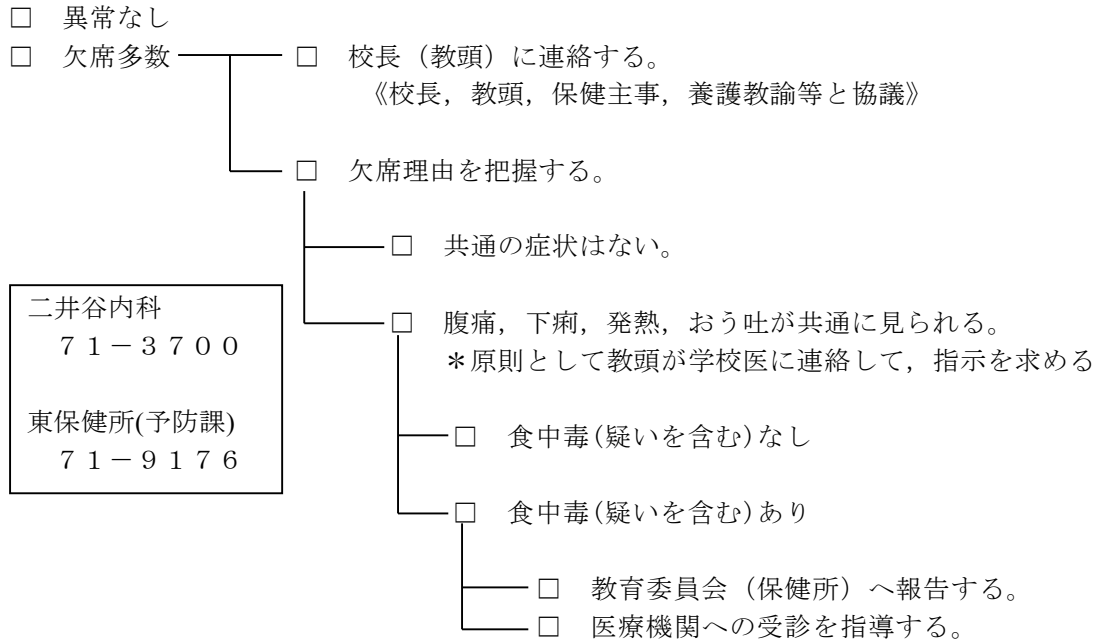
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 白岳中学校の〇〇です。2 不審者の件で、一報入れます。3 今日、〇時〇分4 〇〇場所で5 〇年の（男子・女子）生徒が、6 不審な（男・女）に〇〇されました。7 その不審者の特徴は、（服装，身長，髪型，・・・）です。 |
|---|

広警察署 電話75-0110

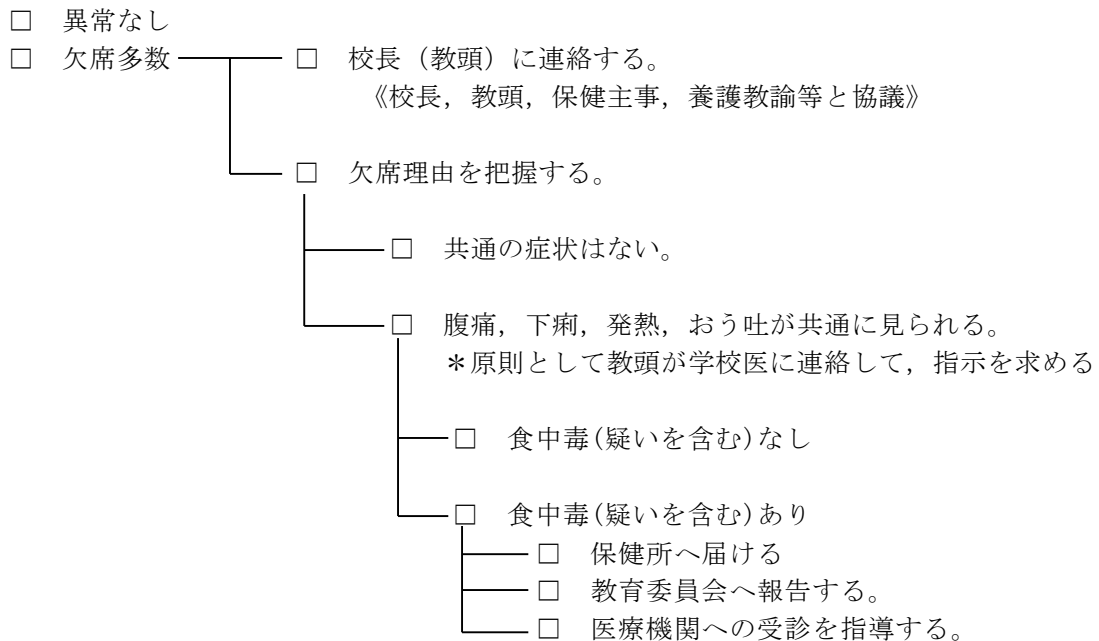
V 食中毒の対応

○ 食中毒の早期発見のためのフォロー図

[生徒の欠席状況]



[生徒の健康観察]



○ 食中毒発生時の対応

1 対応体制

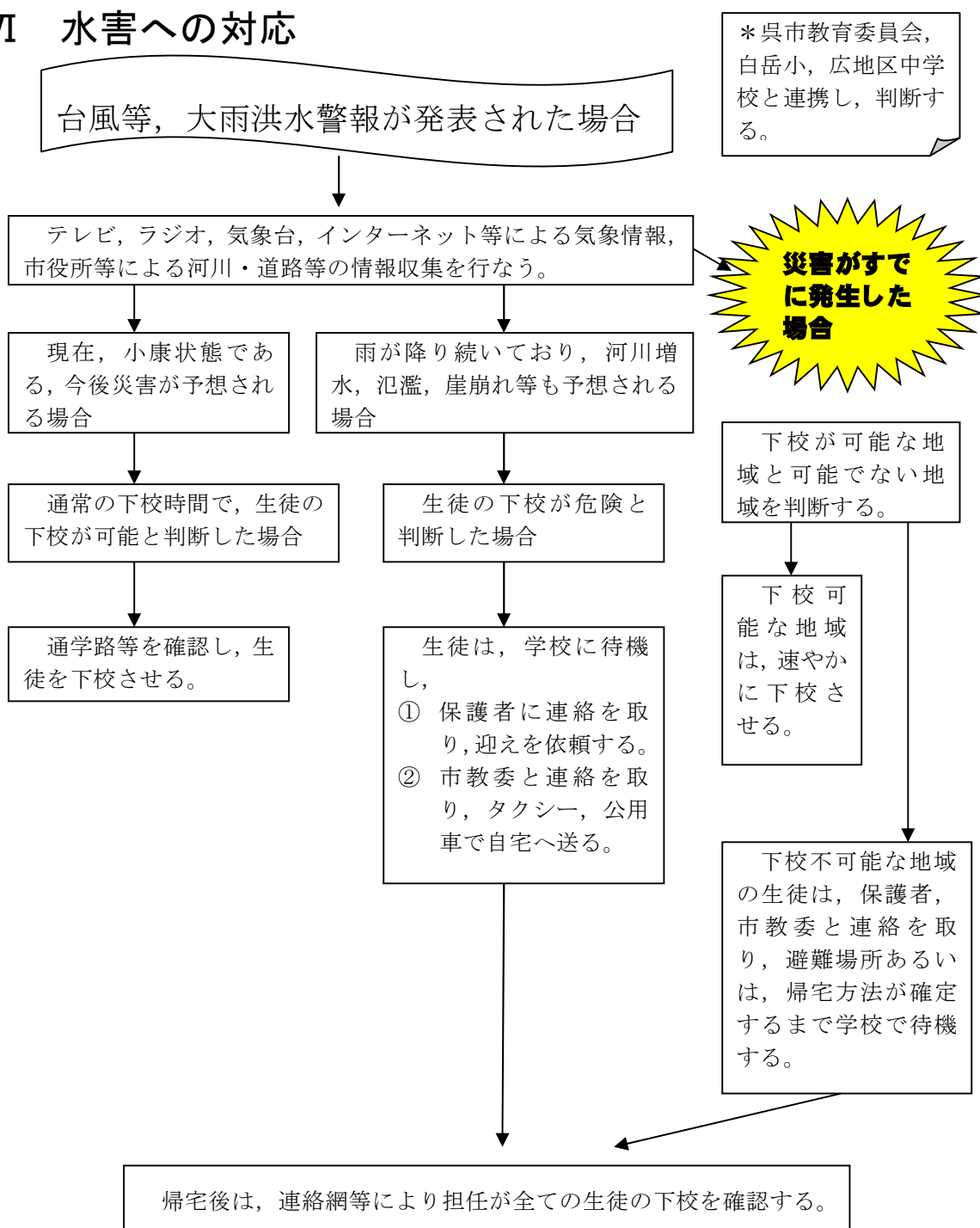
* 食中毒発生の場合は、次の処理体制において速やかに対応する。

班	内 容	責 任 者
総 括	<ul style="list-style-type: none">・ 呉市教育委員会への連絡・ 事案対応の総括・ 報道機関への対応	校 長
連絡調整	<ul style="list-style-type: none">・ 保健所への連絡・ 学校医への連絡・ 健康調査班，給食施設班との連絡調整・ 学校概要，クラス別児童名簿，職員名簿の準備	教 頭
給食施設	<ul style="list-style-type: none">・ 保存食の状況確認・ 保健所による調査への対応	保 健 主 事
健康調査	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒の健康状況の調査把握，整理・ 保護者への情報提供の整理・ 保健所による発病状況調査への協力・ 検便容器の配布・回収	養 護 教 諭

2 早期発見体制の整備

- (1) 日々の生徒の健康観察において、異常の発見に努め、把握整理する。
- (2) 出席者、欠席者のうち症状を呈している生徒があるときは、速やかに主治医の診断を受けるように指導し、必要な処置を講じる。

VI 水害への対応

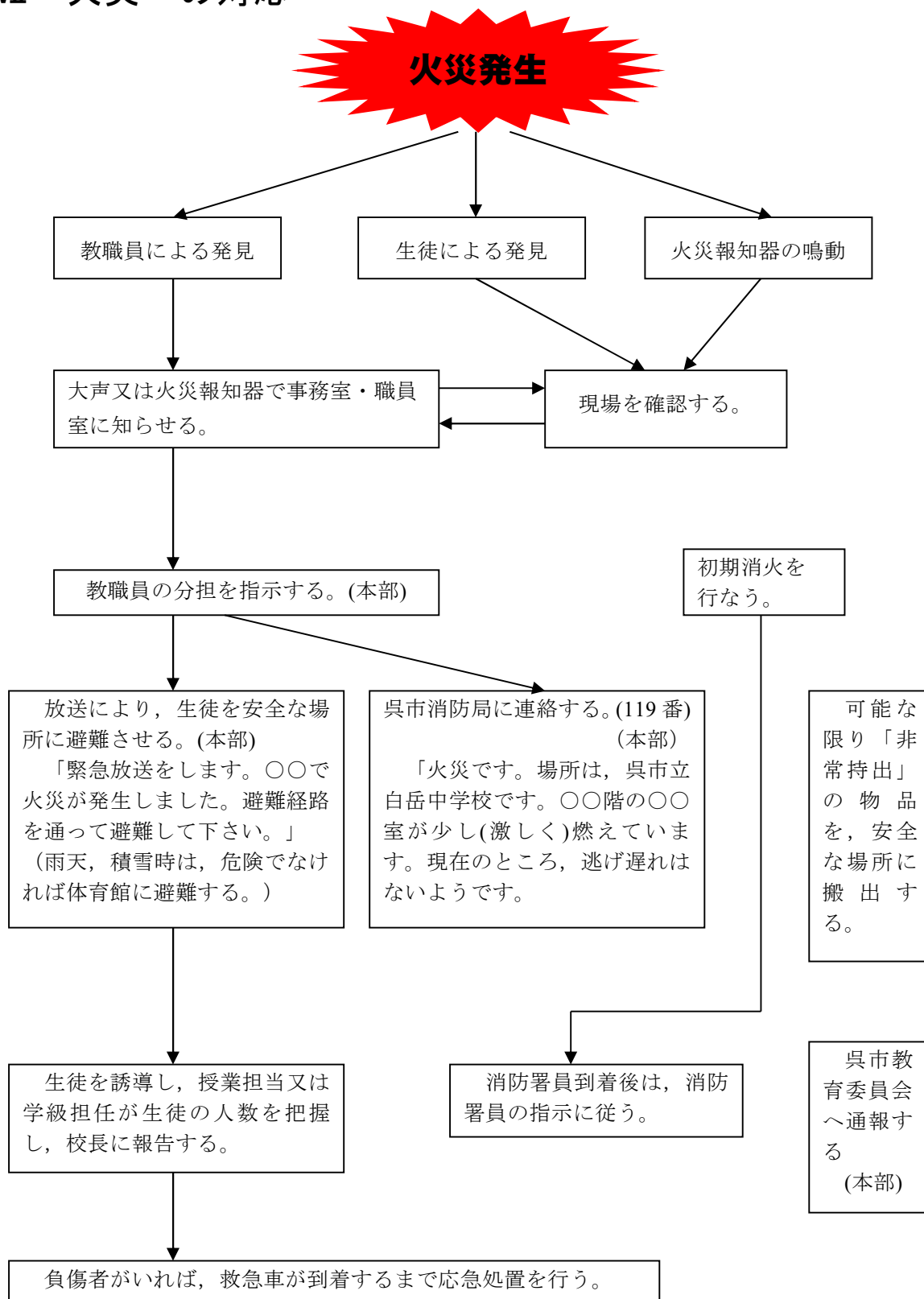


② 登校前の対応

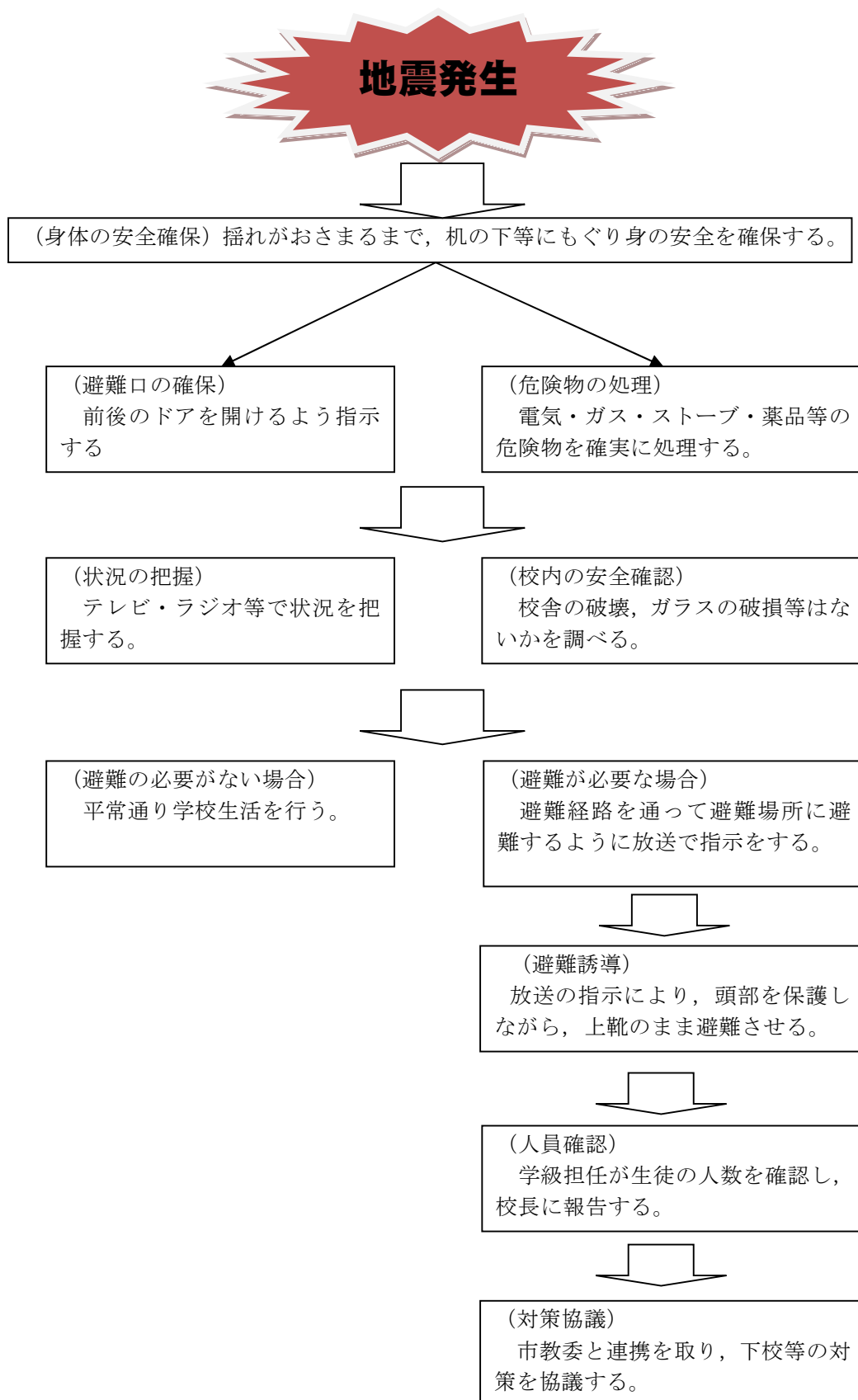
午前6時30分の時点で呉地域に一つ以上の警報が発表されている場合

- (1) 終日臨時休業とする。
- (2) 午前6時30分に tetoru・HPで情報を発信します。

VII 火災への対応



VIII 地震発生時の対応



Ⅸ 津波への対応

津波発生報道

テレビ、ラジオ、気象台、インターネット等による気象情報、市役所等による津波に関する情報収集を行う。

(避難が必要な場合)
避難経路を通過して避難場所に避難するように放送で指示をする。

(避難誘導) 放送の指示により、上靴のまま避難させる。

(避難場所)
学校裏門から避難し、両谷2丁目の裏山農道(避難場所)へ避難する。

(人員確認)
学級担任が生徒の人数を確認し、校長に報告する。

X 毒物・劇物の管理

1 毒物・劇物の保管庫の管理

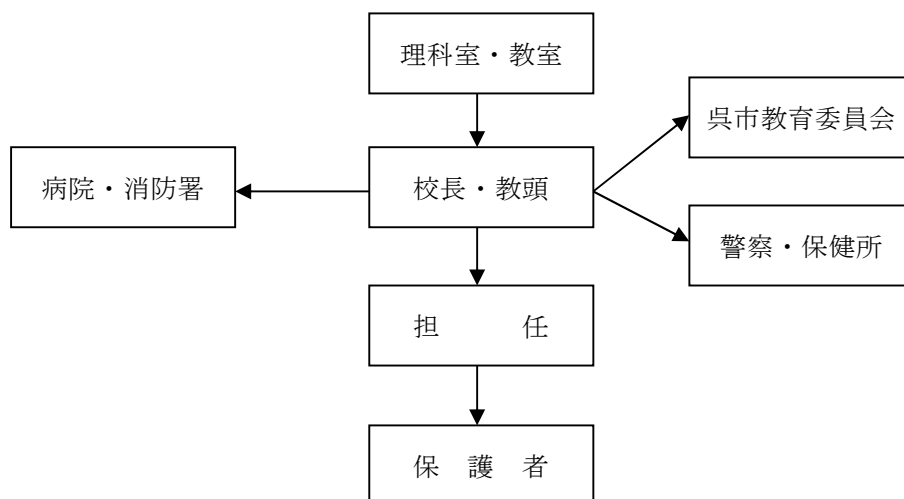
- (1) 毒物・劇物は施錠庫で管理する。
- (2) 保管庫の開閉は教職員が行う。
- (3) 使用量を記録簿に記入する。

2 実験の安全確保

- (1) 実験の手順を正確に行う。
- (2) 予備実験を必ず行う。
- (3) 薬品・火気の安全を確保する。

3 事故発生時の対応

- (1) 生徒の安全を第一とする。
- (2) 必要に応じて関係諸機関と連携をとる。
- (3) 報道機関等への対応は、窓口を一本化し、校長か教頭が対応する。



4 事故発生時の連絡先

呉市教育委員会（学校安全課）	2 5 - 3 4 5 6
呉市東保健所（予防課）	7 1 - 9 1 7 6
学校医（二井谷内科）	7 1 - 3 7 0 0
学校薬剤師（西本広薬局）	7 1 - 7 4 0 6
広警察署	7 5 - 0 1 1 0
呉市東消防署	7 4 - 0 1 1 9